

(1)

人吉商工会議所表彰規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、人吉商工会議所（以下「当所」という。）の役員・議員・会員並びに会員事業所の役員及び従業員の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種別)

第2条 表彰は特別功労者表彰と永年勤続従業員表彰の2種とする。

(特別功労者表彰)

第3条 特別功労者表彰は次の各号のいずれかに該当する者について審査の上日本商工会議所会頭と当所会頭の連名において行う。

- (1) 当所の会員並びに会員事業所の役員及び従業員であって商工業の振興発展に寄与し、その業界の発展改善等に特別な貢献をした者
- (2) 当所の会員並びに会員事業所の役員及び従業員であって、業務上の有益な発明、考案をなし、その業界に多大な貢献をなした者
- (3) 当所の会員であって当所の運営、当所の特定の事業の遂行等に特別の貢献をした者
- (4) 当所の役員・議員として15年以上在任し、当所運営等に貢献した者
- (5) 当所の会員事業所の従業員として30年以上勤続し、その成績が優秀で他の模範とするに足りる者
- (6) 前各号のほか表彰審査会が特に必要と認めた者

(永年勤続従業員表彰)

第4条 永年勤続従業員表彰は、当所の会員事業所の従業員であって、勤続年数の算定日現在で同一会員事業所に満5年以上勤続し、勤務成績が良好な者に対し審査の上満5年毎に当所の会頭が行う。

但し、満5年、満10年、満15年、満20年、満25年の5区分とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状に記念品を添えて行う。

(表彰の実施)

第6条 表彰は毎年1回行う。

(表彰の申請手続及び推薦)

第7条 特別功労者表彰の申請は当所の会員事業所の代表者よりその事業所が所属する部会長へ所定の推薦依頼書を提出し、部会長の推薦を受けて当所の会頭宛に提出するものとする。

2 永年勤続従業員表彰の推薦は当所の会員事業所の代表者より当所の会頭宛に所定の推薦書により提出するものとする。

3 特別功労者表彰推薦依頼書及び永年勤続従業員表彰候補者推薦書の様式は別添様式第1、様式第2の通りとする。

(被表彰者の詮衡)

第8条 被表彰者の詮衡は、常議員会の議決により設置された表彰審査会で行うものとする。

(表彰審査会)

第9条 表彰審査会の委員は、会頭1名、副会頭3名、部会長12名で構成する。

2 表彰審査会の会長は会頭とする。

(日本商工会議所・熊本県商工会議所連合会表彰)

第10条 本規則以外に、当所の役員・議員・職員については、日本商工会議所表彰規則並びに熊本県商工会議所連合会表彰規則の該当者については、そのつど推薦するものとする。

(準用規定)

第11条 人吉商工会議所の特別会員については、本規則を準用することができるものとする。

(その他)

第12条 本表彰規則の実施に必要な細目については別途実施要領で定める。

附 則

1. この規則は、昭和50年9月10日制定、昭和50年10月1日より実施
昭和54年10月16日に一部改正して実施してきた商工業功労者表彰規程を全部改正して平成4年9月11日より実施する。
2. この規則は、平成4年10月29日より一部改正して実施する。
3. この規則は、平成5年11月5日より一部改正して実施する。
4. この規則は、平成9年1月28日より一部改正して実施する。